

# 伊 勢 市 公 報

第 153 号  
平成 24 年 3 月 21 日  
水 曜 日

## 目 次

頁

### 規 則

- 伊勢市子ども手当事務処理取扱規則を廃止する規則

2

### 病院事業管理規程

- 伊勢市病院企業職員就業規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

4

### 告 示

- 道路の区域変更について
- 道路の供用開始について
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について
- 認可地縁団体の告示事項の変更について
- 市道の路線名の変更について

9

10

11

12

13

### 教育委員会告示

- 教育委員会会議の招集について

14

### 選挙管理委員会告示

- 永久選挙人名簿関係
  - ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について
- 伊勢南部土地改良区総代選挙関係
  - ・ 当選した者の氏名及び住所について

15

16

### 上下水道告示

- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について

18

### 公 告

- 伊勢市道路整備プログラムの策定について
- 犬の抑留について

19

20

### 公 表

- 平成 23 年度定期監査結果に対する措置状況について

21

伊勢市子ども手当事務処理取扱規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 5 号

伊勢市子ども手当事務処理取扱規則を廃止する規則

伊勢市子ども手当事務処理取扱規則(平成 22 年伊勢市規則第 15 号)は、  
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市病院企業職員就業規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月1日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第 2 号

伊勢市病院企業職員就業規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市病院企業職員就業規程(平成 17 年伊勢市病院事業管理規程

第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表看護部の部を次のように改める。

看護部	1 病棟(3階東病棟を除く。)に勤務する助産師、看護師及び准看護師	日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	(1) 午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分まで (2) 午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分まで	4 週間ごとの期間につき 8 日(再任用短時間勤務職員にあつては、8 日以上)
		準夜勤	午後 4 時 30 分から翌日の午前 1 時 15 分まで	1 時間とし、その时限は業務の実情に応じて所属長が定める。	
		深夜勤	午前 0 時 30 分から午前 9 時 15 分まで	1 時間とし、その时限は業務の実情に応じて所属長が定める。	

2 3階東 病棟に勤 務する助 産師、看護 師及び准 看護師	日勤	午前8時30分 から午後5時 15分まで	(1) 午前11時30分 から午後0時30 分まで  (2) 午後0時30分 から午後1時30 分まで	
	準夜勤	午後4時30分 から翌日の午 前1時15分ま で	1時間とし、その時 限は業務の実情に 応じて所属長が定 める。	
	深夜勤	午前0時30分 から午前9時 15分まで	1時間とし、その時 限は業務の実情に 応じて所属長が定 める。	
	遅番	午後0時15分 から午後9時 まで	1時間とし、その時 限は業務の実情に 応じて所属長が定 める。	
3 病棟に 勤務する 看護補助 者	日勤	午前8時30分 から午後5時 15分まで	(1) 午前11時30分 から午後0時 30分まで  (2) 午後0時30分	

			から午後 1 時 30分まで	
	早番	午前 5 時 30 分から午後 2 時 15 分まで	1 時間とし、その時 限は業務の実情に 応じて所属長が定 める。	
	遅番	午後 1 時から 午後 9 時 45 分まで	1 時間とし、その時 限は業務の実情に 応じて所属長が定 める。	
4 手術室 に勤務す る職員	日勤	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで	午前 11 時 30 分から 午後 0 時 30 分まで	日曜日及び土 曜日（再任用 短時間勤務職 員にあって は、これらの 日に加えて、 月曜日から金 曜日を週休 日とすること ができる。）
	準夜勤	午後 3 時 15 分 から午後 12 時 まで	1 時間とし、その時 限は業務の実情に 応じて所属長が定 める。	
	遅番	午後 0 時 15 分 から午後 9 時 まで	1 時間とし、その時 限は業務の実情に 応じて所属長が定 める。	

5 人工透析室に勤務する職員	日勤	午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分まで	1 時間とし、その時 限は業務の実情に 応じて所属長が定 める。	4 週間ごとの 期間につき 8 日（再任用短 時間勤務職員 にあつては、 8 日以上）
	準夜勤	午後 2 時 15 分 から午後 11 時 まで	1 時間とし、その時 限は業務の実情に 応じて所属長が定 める。	

（伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第 2 条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 変則勤務手当の部中 2 の項を 3 の項とし、1 の項の次に次のように加える。

2 看護部の職員で次の各号のいずれかに該当するもの  (1) 3 階東病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師が遅番勤務に従事したとき。  (2) 病棟に勤務する看護補助者が早番又は遅番勤務に従事したとき。	勤務 1 回につき 300 円
---	-----------------

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。



伊勢市告示第 16 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 24 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	小俣 31 号線	小俣町明野 1131 番地内から 小俣町明野 1131 番地内まで	旧	7.0	81.5
			新	10.5～21.2	74.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 17 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 24 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
小俣 31 号線	小俣町明野 1131 番地内から 小俣町明野 1131 番地内まで

供用開始の期日 平成 24 年 3 月 1 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 18 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 24 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称  
名称 高砂ライフケア株式会社
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名称 グループホームゆう きの家  
所在地 多気郡明和町斎宮 3816 番地 24
- 3 指定の年月日  
平成 24 年 3 月 1 日
- 4 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護

## 伊勢市告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、川端町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 3 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 事務所

#### 変更前

本会の事務所は、伊勢市川端町 29 番地（川端町公民館会内）に置く。

#### 変更後

本会の事務所は、伊勢市川端町 361 番地 1（川端町公民館会内）に置く。

伊勢市告示第 20 号

市道の路線名の変更について

市道の路線名を次のように変更する。

平成 24 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

変更前の路線名	変更後の路線名	起 点
		終 点
日赤神田線	高向神田線	御薊町高向字下千田 519 番 1 地内
		船江 2 丁目 2158 番地先

伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成24年3月9日

伊勢市教育委員会  
委員長 楠田英子

記

- 1 日 時 平成24年3月16日（金）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第9号 伊勢市教育振興基本計画について
  - 議案第10号 伊勢市スポーツ推進計画について
  - 議案第11号 平成24年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
  - 議案第12号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について
  - 議案第13号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
  - 議案第14号 伊勢市立公民館備品購入費補助規程の廃止について

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 24 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,173 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,107 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,214 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 108,640 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

平成 24 年 3 月 1 日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成24年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木 市 郎

記

伊勢南部土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり



## 伊勢南部土地改良区総代選挙当選人一覧表

(定数31人 当選人31人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市神菌町1103番地	なかきた ただひで 中北 忠秀	伊勢市上野町1628番地1	まつおか そうじ 松岡 壯次
伊勢市神菌町1009番地1	なりた まさき 成田 雅紀	伊勢市佐八町2050番地	うめだ ひろし 梅田 宏
伊勢市神菌町1150番地	にしやま ひさし 西山 久	伊勢市佐八町2131番地	おかだ こういち 岡田 耕一
伊勢市津村町861番地	さかもと かつひろ 坂本 勝弘	伊勢市佐八町2187番地	おかだ しずお 岡田 静夫
伊勢市津村町827番地	なかやま くすお 中山 楠雄	伊勢市佐八町2161番地6	こんどう さとる 近藤 寛
伊勢市津村町524番地1	なかやま さいいち 中山 齋一	伊勢市佐八町2172番地	にしもと かずお 西本 和生
伊勢市津村町839番地	ふるかわ まさみ 古川 勝巳	伊勢市佐八町1912番地2	まつい みさこ 松井美佐子
伊勢市津村町862番地	ふるかわ ゆきひろ 古川 幸弘	伊勢市大倉町49番地1	いのうえ みちお 井上 道雄
伊勢市津村町853番地	やました としかつ 山下 利勝	伊勢市円座町1110番地	おぐら ふじみ 小倉 藤巳
伊勢市津村町897番地	やました よしひろ 山下 美洋	伊勢市円座町1571番地1	さかもと りょういち 坂本 亮一
伊勢市上野町1282番地	おか まさくに 岡 昌邦	伊勢市円座町1520番地2	なかい ひさお 中井 壽夫
伊勢市上野町1304番地	かみのごう ひろし 上之郷 博	伊勢市円座町1270番地	なかむら はつひこ 中村 初彦
伊勢市上野町1192番地	くぼ よしひろ 久保 芳洋	伊勢市円座町1491番地2	なかや てつお 中屋 貫雄
伊勢市上野町990番地1	こぶ いつお 古布 逸郎	伊勢市円座町1561番地	にしだ としかず 西田 俊一
伊勢市上野町1217番地	こぶ たけお 古布 猛雄	伊勢市円座町1516番地	まとぼ ひろき 的場 弘毅
伊勢市上野町1234番地1	ひろ くすひこ 廣 楠彦		

伊勢市上下水道事業告示第8号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成24年3月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
357	有限会社ヤマカ建設	伊勢市二見町茶屋52 番地1	平成24年3月1日

伊勢市公告第 15 号

伊勢市道路整備プログラムを策定しましたので、次のとおり当該計画書を公表します。

平成 24 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 16 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 3 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市吹上	雑種	白茶	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 24 年 3 月 7 日

3 抑留期限 平成 24 年 3 月 14 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市監査委員公表第2号

平成23年度定期監査結果（前期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成24年3月9日

伊勢市監査委員 鈴木 一博  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 藤原 清史

## 定期監査結果（前期）に対する措置状況

### 定期監査

#### 【健康福祉部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
こども課	指摘事項 （１）保育所において、主食費と保護者会費の一部（700円）が混同して管理されていたので、適正な現金管理に努められたい。	「措置済み」 月１回の確認のみではなく、集金、出金時にその都度帳簿と残金を確認し、帳簿に確認者が押印することにより、適正に現金管理を行うこととした。

#### 【産業観光部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
商工労政課	指摘事項 （１）住宅・店舗リフォーム促進事業補助金の支出書類において、補助金交付申請から交付確定に至るまでの流れの中で記載誤り等が見受けられたため、適正な事務処理に努められたい。	「措置済み」 補助金交付申請から交付確定に至る各段階の事務処理を確実にを行うため、確認必要項目を列記したチェックシートを作成して記載誤り等をなくすシステムを構築した。

#### 【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
総務課	指摘事項 （１）委託料の支払いにあたり、起案文書に契約書が作成されていないものが見受けられたので、契約規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。	「措置済み」 未作成の契約書については既に作成し、適正な事務処理に努めている。